# 第４章　計画の推進

## 第１節　総合的な推進体制

### １　推進体制

計画の推進にあたっては、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るため、「綾部市人権教育・啓発推進本部」を中心に、関係部署と連携しながら、施策の推進を図ります。

また、関係部署においては、この計画の趣旨を十分に踏まえ、各種施策を積極的に実施します。

### ２　関係機関との連携の促進

人権教育・啓発を効果的に推進するため、国、京都府、他市町村、関係団体等との連携を密にして、総合的な体制による人権施策の推進に努めます。

## 第２節　計画推進及び進捗状況の評価

### １　計画の進捗状況の点検・評価

本計画の「施策の方向」や「進捗を共有する指標」などにより人権教育・啓発の取組内容や実施状況の点検評価を行い、より効果的な取組を推進します。